【協議手順イメージ】

開発許可要否判定

大規模建築物の建設計画の事前協議

大規模事前協議事務局（計画調整局　開発誘導課）

1. 事前相談

関係各課との協議手続開始前に事務局（大規模・開発担当者）と建設計画の内容、協議手順等について打ち合せをして下さい。なお、増改築等の場合は大規模建築物適用対象判定願で対象外になる場合があります。

※下記項目に該当する場合はあらかじめ合議簿を提出し、協議について意見を求めます。

○道路幅員6M未満の場合 → 消防局警防課　合議簿提出

○計画が住宅用途の場合 → 教育委員会事務局施設整備課　合議簿提出

○住戸の総数が70戸以上の場合 → こども青少年局保育企画課　合議簿提出
※別途条例に基づく協議があります。

○日影協議が必要な場合 → 計画調整局建築確認課　合議簿提出

※なお、協議条件に適合したかどうかの回答は事務局より通知します。

2. 関係各課との事前協議

以下は主な協議先を明記していますが、詳しい連絡先、基準、協議内容等については「関係各課との事前協議など」を参照してください。

都市計画・駐車施設・都市景観 計画調整局都市計画課	**福祉関係整備基準・駐輪施設** 計画調整局開発誘導課	**住宅附置** 計画調整局開発誘導課
排水計画 建設局下水道部施設管理課(許認可担当)	**騒音・大気汚染等の公害** 環境局環境管理課	**緑　地・公　園** 建設局公園緑化部緑化課
接道・車両乗入れ 建設局道路河川部調整課	**消防水利・消防活動空地等** 消防局警防課	**ごみ保管施設設置計画** 環境局事業管理課
給水計画 水道局東部水道センター	**義務教育施設・埋蔵文化財** 教育委員会事務局施設整備課・文化財保護担当	**総合設計等** 計画調整局建築企画課
終日日影 計画調整局建築確認課	**2戸1化対策・HOPEゾーン** 都市整備局住宅政策課	

約一カ月半

許可要となる場合

公共施設管理者との同意協議（法32条）

3. 事前協議申出（図書受付）　毎月第2水曜日の前日（火曜日）まで

○関係各課と協議の上作成した図書を事務局に全て提出してください。
※なお、提出図書は即日関係各課へ発送しますので訂正等の有余日はありません。申出日の1週間前までに、事務局へ下見に来てください。（申出前の下見）

関係各課による調整会議　毎月第4水曜日開催

約一カ月

法32条協議 回答

4. 関係各課による調整会議の意見回答

○意見は事務局から通知しますので、窓口まで来てください。

意見が出た関係各課と内容調整又は別途協議

※建設局道路河川部調整課との協議物件については協議終了後、事業者と建設局との
「協議内容確認書」を作成しますので別途期間を必要とします。

約一カ月半

法29条許可 受付

5. 関係各課との協議完了

※総合設計制度適用の場合

最終図面提出 ← 建築審査会の同意を得たもの

法29条許可 通知

6. 協議締結

※協議書原案作成は事務局で行います。原案を元に協議書2通 作成のうえ、事業者印を押印し持参してください。

法36条完了検査
又は
法37条建築承認

建築確認申請

民間指定機関　調査報告書下見印